

公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和2年 10月23日

北海道森林管理局長

令和2年度「コンテナ苗の安定需給協定」の実施に係る公募

北海道森林管理局では、森林管理局長がコンテナ苗生産者（以下「生産者」という。）とコンテナ苗の需給に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、森林管理署又は森林管理署支署（以下「森林管理署等」という。）が実施する造林事業請負において協定に基づくコンテナ苗を使用する取組を実施しますので、協定締結を希望される生産者を下記のとおり公募します。

記

1 協定の目的

北海道森林管理局では、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の循環利用を図る観点から、今後増加する主伐後の伐採跡地等における効率的かつ効果的な再造林を着実に推進するため、施工性に優れたコンテナ苗の植栽及びその普及を進めています。

協定は、コンテナ苗の安定的な供給体制の構築及び生産者の育成等に資することを目的として行うものであり、協定を締結する生産者の選定に当たっては、本協定の目的を踏まえ、公募により決定することとします。

2 使用予定物件の概要

- (1) 使用予定物件の数量等については、別表1「使用物件一覧表」のとおりです。
- (2) 使用予定

3 対象とするコンテナ苗の規格

- (1) コンテナ苗の規格（苗長・根元径）は次のとおりとします。

樹種	苗木規格（号）	根元径	苗長
カラマツ	1	5 mm以上	30 cm以上
クリーンラーチ	1	4 mm以上	25 cm以上
トドマツ	1	5 mm以上	25 cm以上

- (2) コンテナ苗の育成容器の容量は、次の規格を基本とします。

カラマツ類	150 ccタイプ
トドマツ	300 ccタイプ

- (3) コンテナ苗の形状・規格等は、次のとおりとします。
- ① コンテナ苗の育成容器において育苗された根鉢付き苗であること。
 - ② コンテナ苗の育成容器内で、
 - ア カラマツ類は1生長期（当年春移植後から当年秋）以上
 - イ トドマツは2生長期（前年春移植後から当年夏）以上育苗された苗であること。
 - ③ 根鉢全体を目視した際、根が張り巡らされており、成形されている苗であること。
 - ④ 山出し（梱包・運搬）に際し、根鉢の折損により容易かつ著しく根鉢形状が崩れない苗であること。
 - ⑤ 北海道林業用種苗需給調整要綱に基づく種子から生産されたコンテナ苗であること。
 - ⑥ トドマツについては、使用予定先の森林管理署等が属する育種区から採取された種子から生産されたコンテナ苗であること。

4 協定期間

協定期間は、協定締結日から令和3年11月30日、及び令和4年11月30日までとします。

5 対象となる生産者

協定への申請が可能な生産者は次のとおりとします。

- (1) 北海道内にコンテナ苗生産施設を有している生産者であること
- (2) 申請する樹種のコンテナ苗の生産及び販売実績があること
- (3) 生産・販売本数について、千本以上での申請が可能であること（使用予定箇所の概要で示す樹種の数量に満たない本数での申請も可能です。）
- (4) 令和3年度及び4年度に供給が可能な者であること

6 対象となる生産者の必須要件

次に掲げる要件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 林業種苗法第10条に基づき、北海道知事から生産事業者の登録を受けていること
- (2) 希望数量に対して、十分なコンテナ苗の生産・販売実績等があること
- (3) 森林管理局長等から指名停止を受けている期間中ではないこと
- (4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

7 企画提案書の要件

提出していただく企画提案は、その内容が次に掲げる要件のうち1つ以上を満たしていなければなりません。

- (1) コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの
- (2) コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの
- (3) 資材等の有効利用を図るもの
- (4) コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの
- (5) 新たな技術の開発や販路拡大を図るもの
- (6) 地域の林業等への貢献を図るもの
- (7) その他地域への貢献を図るもの
- (8) 上記以外に独自で行っている取組等

8 申請方法及び申請期限

(1) 提出期限

令和2年12月4日(金)午後5時まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)。郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限日必着とする。

(2) 提出場所

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

電話 050-3160-6288、011-622-5218

(3) 提出書類

- ①コンテナ苗の安定需給協定申請書【別紙様式1】
- ②コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書【別紙様式2】
- ③林業種苗法第12条第1項により北海道知事から交付された登録証の写し
- ④その他必要な書類

9 申請書及び企画提案書の内容及び作成における留意事項

(1) 作成に当たっては、別添「コンテナ苗の安定需給協定申請書及び企画提案書の作成要領」(以下「作成要領」という。)を参照して、最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取組の目玉やトピックス等を分かりやすく記載してください。

(2) 申請者は、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」について申請書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したこととします。

(3) 企画提案書の作成に当たっては、次に留意してください。

ア 共同又は協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめて作成してください(申請者ごとの企画提案書の作成は不要です)。なお、企画提案書は、共同又は協定を結んだ組合せごとに作成願います。

イ 共同又は協定を結んで申請する場合の販売希望単価は、申請者全員の価格をとりまとめ統一の単価となるようにしてください。

10 審査の方法及び協定予定者の選定等

(1) 別表2「コンテナ苗の安定需給協定に係る審査基準」に基づき申請書及び企画提案書の審査を行います。

(2) 申請書及び企画提案書の審査に当たっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

対象となる生産者の要件をすべて満たしているか審査します。一つでも満たしていない場合は、協定予定者として選定できません。

イ 加算項目

評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。

(3) 森林管理局長は、審査の結果、使用物件ごとに、得られた点数の高い順から、協定を締結することが適当と認められる者(以下「協定予定者」という。)を選定します。最上位の協定予定者の応募数量が使用数量に満たない場合、次点から選定する場合があります。

なお、応募があった物件であっても、適切な者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。

(4) 森林管理局長は、協定予定者に対して、提案された企画提案書を勘案した上で、必要な条件を提示します。

(5) 森林管理局長は、上記(4)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします。なお、協定単価については協定締結の際に定めませんが、必要に応じて見直す場合があります。

(6) 本協定に基づくコンテナ苗は、各使用予定時期に森林管理署等が実施する造林請負事業に使用

するため、協定書の内容を踏まえ、その請負者へ販売していただくことになります。

1 1 協定締結に当たって付する条件等

- (1) 別紙2「コンテナ苗の安定需給協定書(案)」を参照願います。
- (2) 協定者は、協定期間の終了後、「コンテナ苗の安定需給協定に係る結果報告書【別紙様式3】」を森林管理局長に提出するものとします。
- (3) 申請件数、協定締結者、協定締結者に係る企画提案の内容、(2)の報告書等については公表することがあります。

1 2 提出書類の返却の可否等

- (1) 提出された申請書、添付書類等は返却しません。
- (2) 提出書類は、審査に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しません。

1 3 問合せ先

北海道森林管理局 森林整備部 森林整備第一課

住 所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電 話：050-3160-6288、011-622-5218

担 当：課長補佐、企画係

別表1「使用物件一覧表」

<中部育種区>

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第1号	①北空知支署 ②留萌北部署 ③留萌南部署 ④上川北部署 ⑤宗谷署 ⑥上川中部署 ⑦上川南部署	カラマツ	150 cc	1号	令和 4年度	春	0
						秋	65
						計	65

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第2号	①北空知支署 ②留萌北部署 ③留萌南部署 ④上川北部署 ⑤宗谷署 ⑥上川中部署 ⑦上川南部署	トドマツ	300 cc	1号	令和 3年度	春	0
						秋	25
						計	25

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第3号	①北空知支署 ②留萌北部署 ③留萌南部署 ④上川北部署 ⑤宗谷署 ⑥上川中部署 ⑦上川南部署	トドマツ	300 cc	1号	令和 4年度	春	0
						秋	25
						計	25

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第4号	①北空知支署 ②留萌北部署 ③留萌南部署 ④上川北部署 ⑤宗谷署 ⑥上川中部署 ⑦上川南部署	クリーンラーチ	150 cc	1号	令和 4年度	春	0
						秋	8
						計	8

<西南部育種区>

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第5号	①石狩署 ②空知署 ③胆振東部署 ④日高北部署 ⑤日高南部署 ⑥後志署 ⑦檜山署 ⑧渡島署	カラマツ	150 cc	1号	令和 4年度	春	65
						秋	15
						計	80

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第6号	①石狩署 ②空知署 ③胆振東部署 ④日高北部署 ⑤日高南部署 ⑥後志署 ⑦檜山署 ⑧渡島署	トドマツ	300 cc	1号	令和 4年度	春	10
						秋	50
						計	60

<東部育種区>

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第7号	①網走西部署 ②西紋別支署 ③網走中部署 ④網走南部署 ⑤根釧西部署 ⑥根釧東部署 ⑦十勝東部署 ⑧十勝西部署 ⑨東大雪支署	クリーンラーチ	150 cc	1号	令和 4年度	春	5
						秋	15
						計	20

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第8号	①網走西部署 ②西紋別支署 ③網走中部署 ④網走南部署 ⑤根釧西部署 ⑥根釧東部署 ⑦十勝東部署 ⑧十勝西部署 ⑨東大雪支署	カラマツ	150 cc	1号	令和 4年度	春	40
						秋	25
						計	65

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第9号	①網走西部署 ②西紋別支署 ③網走中部署 ④網走南部署 ⑤根釧西部署 ⑥根釧東部署 ⑦十勝東部署 ⑧十勝西部署 ⑨東大雪支署	トドマツ	300 cc	1号	令和 3年度	春	0
						秋	83
						計	83

物件 番号	対象森林 管理署等名	樹種	育成容器 の容量	苗木 規格	使用予定時期		使用予定数量 (千本)
					年度	時期	
第10号	①網走西部署 ②西紋別支署 ③網走中部署 ④網走南部署 ⑤根釧西部署 ⑥根釧東部署 ⑦十勝東部署 ⑧十勝西部署 ⑨東大雪支署	トドマツ	300 cc	1号	令和 4年度	春	40
						秋	85
						計	125

別表 2

コンテナ苗の安定需給協定に係る審査基準

1 必須要件

- (1) 林業種苗法第10条に基づき、北海道知事から生産事業者の登録を受けていること
- (2) 希望数量に対して、十分なコンテナ苗の生産及び販売の実績等があること
- (3) 森林管理局長等から指名停止を受けている期間中ではないこと
- (4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第131号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

2 評価項目

評価項目		評価基準		配点
企画提案書の要件	コンテナ苗生産や出荷方法等にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	25～0点
			優良と認められるもの	
	上記以外			
	コンテナ苗の付加価値の向上や新規需要開発を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	20～0点
優良と認められるもの				
上記以外				
地域の振興等への貢献を図るもの	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	特に優良と認められるもの	20～0点	
		優良と認められるもの		
上記以外に独自で行っている取組等	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの	上記以外	5～0点	
		優良と認められるもの		
		取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの		
販売希望単価（1本当たり単価）	予定単価に対する販売希望単価（1本当たり単価）の比率 （販売希望単価 ÷ 予定単価 × 100）	75%未満 75%以上～80%未満 80%以上～85%未満 85%以上～90%未満 90%以上～95%未満 95%以上～100%未満 100% 101%以上～105%未満 105%以上	30～-10点	
前回の協定における取組状況	意図した結果が得られているもの		0～	
	意図した結果が得られていないもの		-30点	
その他、前回の協定において森林管理局長が不誠実であったと認めたもの				

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、コンテナ苗の安定需給協定申請書の提出をもって誓約します。

コンテナ苗の安定需給協定書（案）

北海道森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで下記によりコンテナ苗の安定需給協定を締結する。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局長 印

乙 (代表者) 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づくコンテナ苗の需給計画を別表「コンテナ苗の需給計画表」のとおりに定めるとともに、当該コンテナ苗の安定的な使用に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の需給計画に基づき、生産に努めるとともに、販売に当たっては、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第5条 乙が、本協定に基づいて生産するコンテナ苗は、別表「コンテナ苗の需給計画表」に示す森林管理署等が発注する造林事業請負で使用するため、その請負者に販売するまで、乙の責において適切に維持及び管理するものとする。

第6条 乙は、この協定に基づいてコンテナ苗を販売する場合は、甲乙合意した事項を踏まえるものとする。

第7条 甲は、乙が第5条及び第6条の規定に反していた場合にはこの協定を解除することができるものとする。

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 この協定の特約条件として、次のことを定める。
(1) 甲は、第7条の規定によるほか、乙が協定期間中に「コンテナ苗の安定需給協定」の実施に係る公募公告に定める対象となるコンテナ苗生産者の要件を失ったときは、この協定を解除することができるものとする。
(2) 第7条又は上記の(1)に基づき協定を解除した場合、乙は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わないものとする。
(3) 甲は、協定締結後に乙が企画提案書に記載した取組の概要並びに協定数量を、原則公表するものとする。
(4) 協定締結に当たって甲乙合意した事項について、特に必要と認める場合は、協議の上、変更することができるものとする。

第10条 別表「コンテナ苗の需給計画表」に示す数量に対し、2割以上の増減が生じた場合は、甲乙双方で協議してその取扱いを決めるものとする。

第11条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

(別表)
コンテナ苗の需給計画表

対象森林管理署等名	樹種	育成容器の容量	苗木規格	需給時期		数量 (千本)
				年度	時期	
〇〇森林管理署	●●●●	〇〇〇cc	〇号	令和	春	〇〇
				〇〇	秋	〇〇
				年度	小計	〇〇
△△△△	〇〇〇cc	〇号	令和	春	〇〇	
			〇〇	秋	〇〇	
			年度	小計	〇〇	
				合計	〇〇	

コンテナ苗の安定需給協定申請書及び企画提案書の作成要領

全般的事項

- 1 コンテナ苗の安定需給協定申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書の様式は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている様式を使用してください。
(http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/kontenanae_kyoutei/index.html)
- 2 今回公募する物件は、令和3年度及び令和4年度に使用するコンテナ苗を対象にしており、年度ごと、育種区ごと、樹種ごとに区分しています。
- 3 公募する物件ごとに、申請書及び企画提案書を作成してください。
- 4 共同で生産・販売を希望する者であっても、申請する者の全てが公募公告の「5 対象となる生産者」及び「6 対象となる生産者の要件」を有している必要があります。
- 5 共同で生産・販売を希望する者について、その構成員は、共同申請した物件に対して単独又は他の者と共同で申請することはできません。

申請書の作成

- 1 様式の枠内に記入できない場合は、欄を増やしたり、必要に応じて別紙を添付するなどしてください。
- 2 「1 生産・販売希望数量」の希望数量は、公募公告における物件番号別の使用予定数量以下で、かつ1千本以上としてください。単位は「千本」とします。

また、各年度の希望数量は、樹種別に、「3 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(3) 申請する年度から今後3年間におけるコンテナ苗生産見通し」で示される当該年度の生産予定量以下であると共に、同じく「(2) 過去3年間のコンテナ苗販売実績」で示される販売量のうちで最も販売量の多い年度における販売量の1.35倍以下である必要があります。

なお、複数の物件に申請する場合は、各希望数量の合計がこれを超えないようご注意ください。
- 3 「2 添付書類」の「(2) 林業種苗法第12条第1項により北海道知事から交付された登録証の写し」及び「(3) その他必要な書類（販売先との取引内容がわかる書類等）」について、共同申請の場合は、申請する者すべての分について提出してください。
- 4 「3 コンテナ苗の生産・販売実績等」の(1)～(3)について、表の太枠内には申請する樹種について、その他の枠には、申請する樹種を除いた樹種の内容について記載してください。

なお、クリーンラーチの生産・販売実績には、スーパーF1の生産・販売実績を含めることができます。
- 5 「3 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(1) 申請する年度を含む過去3年間におけるコンテナ苗生産実績」について、共同申請の場合は、申請する者それぞれの実績の合計を記載してください。単位は「本」とします。
- 6 「3 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(2) 過去3年間のコンテナ苗販売実績」について、共同申請の場合は、申請する者それぞれの実績の合計を記載してください。単位は「本」とします。
- 7 上記6については、各年度の実績のうち樹種ごとに、販売先と取引した内容がわかる書類を添付してください。なお、共同申請の場合は、申請する者

それぞれが販売先と取引した内容がわかる書類を添付してください。

- 8 「3 コンテナ苗の生産・販売実績等」の「(3) 申請する年度から今後3年間におけるコンテナ苗生産見通し」について、共同申請の場合は、申請する者それぞれの生産予定量の合計を記載してください。単位は「千本」とします。

企画提案書の作成

- 1 様式の枠内に記入できない場合は、欄を増やしたり、必要に応じて別紙を添付するなどしてください。
- 2 「1 企画提案する取組内容」は、それぞれの項目ごとに、次に留意して記載してください。
 - ① これまでどのようなことを、どのように取り組んできたか、今回の協定でコンテナ苗を生産・販売するにあたってどのような取組を行っていくのかなどを記載してください。
 - ② 最近の情勢を踏まえて具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取組みの目玉やトピックス等を分かりやすく記載してください。
 - ③ 今後の設備投資又は新規需要開発などの計画があれば記載してください。また、それらの計画がいつ実現し、その結果「いつから」「どのように発現されるのか」を明確にしてください。
 - ④ その他の年度と同様の取組内容である場合は、「〇〇年度と同様」等と記載し、その他の年度と異なる内容について具体的に記載してください。
 - ⑤ 同育種区内に生産施設を有していることによる利点（出荷方法、地域への貢献等）を具体的に記載してください。
 - ⑥ 地域への貢献等において、過去の実績について記載する場合は、表彰実績は公募公告日より前の過去10年以内、イベントへの協力等は同じく過去2年以内の実績を記載してください。それ以外の実績については、記載があったとしても評価の対象とはなりません。
 - ⑦ 取組内容を証する資料を可能な限り添付してください。添付資料がなかった時は評価の対象とはならない場合があります。
- 3 共同申請の場合は、代表者が他の者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成してください（申請者ごとに企画提案書を作成することがないようにしてください）。

また、「2 共同で申請する理由」において、共同で申請するに至った理由、申請者の間でどのように連携するのか、連携することによりどのようなメリットがあるのか具体的に記載してください。
- 4 「3 コンテナ苗の生産販売希望数量及び販売希望価格」については、「生産販売希望数量（A）」及び「販売希望価格（B）」を記載してください。また、「1 本当たり単価」は、「販売希望価格（B）」を「生産販売希望数量（A）」で除した単価を記載してください。

また、ここで記載する金額は、消費税抜き金額としてください。

なお、協定単価の決定方法は次のとおりとします。

- ① 協定単価については、「3 コンテナ苗の生産販売希望数量及び販売希望価格」に記載された1本当たり単価と、森林管理局で算出した予定単価を比較して決定します。
- ② 予定単価は、各樹種の規格ごとに、苗木使用時期の市場動向を踏まえて設定します。
- ③ 協定単価の算出にあたっては、販売希望単価（1本当たり単価）を予定単価で除して比率を算出します。
（算出式）販売希望単価÷予定単価＝比率
この比率が1を上回ったときは、比率が1以下となるよう協定予定者と協定単価について協議します。
協議が整わないときは協定を締結しないこととなります。
- ④ 共同で申請があった者と協定を締結した場合の協定単価は、協定者全員統一の価格とします。

5 協定締結者に提出いただいた企画提案の概要は、公表するものとします。

【別紙様式 1】

コンテナ苗の安定需給協定申請書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿

住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

注) 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうちの代表者については、商号の前に(代表者)と明記する。

令和 年 月 日付けの公募公告によるコンテナ苗の安定需給協定によるコンテナ苗の生産・販売を希望するので、必要書類を添付のうえ、申請します。

1 生産・販売希望数量

物件番号	樹種	育成容器の容量	苗木規格	出荷時期		希望数量(千本)
				年度	時期	
					春	
					秋	
					小計	
					春	
					秋	
					小計	
				計		

注) 1 公募公告の別表1「使用物件一覧表」を参照のうえ、協定締結を希望する物件番号、樹種、育成容器の容量、苗木規格、出荷時期、希望数量を記載すること。

2 希望数量は、公募公告の別表1「使用物件一覧表」の使用予定数量以下とし、最低でも千本以上とすること。

また、各年度の希望数量は、樹種別に以下の①及び②の条件を満たすこと。

① 出荷年度における生産予定量を超えないこと。

② 申請する年度を含む過去3年間(平成30、31、令和2年度)のうちで最も販売量が多い年度における販売量の1.35倍を超えないこと。

なお、複数物件の供給を希望する場合には、それぞれの希望数量の合計が、申請年度を含む過去3年間のうちで最も販売量が多い年度における販売量の1.35倍を超えないこと。

2 添付書類

- (1) コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書(別紙様式2)
- (2) 林業種苗法第12条第1項により北海道知事から交付された登録証の写し
- (3) その他必要な書類(販売先との取引内容がわかる書類等)

注) 共同で生産・販売を希望する者については、コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書(別紙様式2)は一つにまとめ、それ以外はそれぞれの書類を添付して提出すること。

3 コンテナ苗の生産・販売実績等

(1) 申請する年度を含む過去3年間におけるコンテナ苗生産実績

単位：本

樹種	年度	生産実績量		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度
	計			

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの実績の合計を記載すること。
 2 太枠内には申請する樹種の過去3年間の生産量を記載すること。
 3 その他の枠には申請する樹種を除いた樹種の過去3年間の生産量を記載すること。
 4 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

(2) 過去3年間のコンテナ苗販売実績

単位：本

年度	樹種	販売量	販売先
平成30年度			
	小計		
	小計		
	小計		
合計			
平成31年度			
	小計		
	小計		
	小計		
	小計		
合計			

令和 2 年度			
	小計		
	小計		
	小計		
合計			

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの実績の合計を記載すること。
 2 (1)で示した樹種のうち、太枠内には申請する樹種の過去3年間の販売先及び販売量を記載すること。
 3 (1)で示した樹種のうち、その他の枠には申請する樹種を除いた樹種の過去3年間の販売先及び販売量を記載すること。
 4 各年度の実績のうち樹種ごとに、販売先と取引した内容がわかる書類を添付すること。
 5 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

(3) 申請する年度から今後3年間におけるコンテナ苗生産見通し

単位：千本

樹種	年度	生産予定量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計			

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する者については、それぞれの実績の合計を記載すること。
 2 太枠内には申請する樹種の今後3年間の生産予定量を記載すること。
 3 その他の枠には申請する樹種を除いた樹種の今後3年間の生産予定量を記載すること。
 4 記載する樹種が多い場合は、適宜行を追加して記載すること。

【別紙様式2】

コンテナ苗の安定需給協定に係る企画提案書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿

住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

注) 共同で生産・販売を希望する者については、代表者が企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること（申請者ごとに企画提案書を作成することのないよう留意すること）。

コンテナ苗の生産及び出荷方法等に係る取組についての企画提案書を下記のとおり提出します。
本企画提案書の提出にあたっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。

また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表することについて了承します。

なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の担当者が行います。

記

- 1 企画提案する取組内容
- 2 共同で申請する理由（該当がある場合のみ記載）
- 3 コンテナ苗の生産販売希望数量及び販売希望価格
- 4 その他必要な書類（取組内容等を証する資料等）

作成担当者	会社名			
	役職名		氏名	
	電話		FAX	

令和〇〇年度販売分

- 注) 1 複数年にわたる物件に対して申請する場合、様式を適宜追加し、年度ごとに作成すること。
- 2 その他の年度と同様の取組内容である場合は、「〇〇年度と同様」等と記載し、その他の年度と異なる内容については具体的に記載すること。

1 企画提案する取組内容

項 目		取 組 内 容
コンテナ苗の生産や出荷方法等にかかるコストの縮減や効率化を図るもの	①コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの	
	②コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの	
	③資材等の有効活用を図るもの	
コンテナ苗の付加価値の向上や新規需要開発を図るもの	④コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの	
	⑤新たな技術の開発や販路拡大を図るもの	
地域の振興等への貢献を図るもの	⑥地域の林業等への貢献を図るもの	
	⑦その他地域への貢献を図るもの	
⑧上記以外に独自で行っている取組等		

- 注) 1 可能な限り数値を示しつつ、かつ具体的に記載すること。
- 2 「地域の振興等への貢献を図るもの」について、過去の表彰実績を記載する場合は、公募公告日より前の10年以内のものに限ることとし、イベントへの協力等の実績については、公募公告日より前の2年以内のものに限る。

2 共同で申請する理由

--

- 注) 1 共同で生産・販売を希望する場合に記載し、単独で申請する場合は記載する必要はない。
- 2 共同で申請するに至った理由、申請者間でどのように連携するのか、連携することによりどのようなメリットがあるのか具体的に記載すること。

3 コンテナ苗の生産販売希望数量及び販売希望価格

樹種	生産販売希望数量(本) (A)	販売希望価格(円) (B)	1本あたり単価 (B) / (A)

- 注) 1 金額は消費税抜き金額を記載すること。
- 2 生産販売希望数量は、公募公告の別表1「使用物件一覧表」の使用予定数量以下とし、最低でも千本以上とすること。
各年度の希望数量は、樹種別に以下の①及び②の条件を満たすこと。
- ① 出荷年度における生産予定量を超えないこと。
- ② 申請する年度を含む過去3年間(平成30、31、令和2年度)のうちで最も販売量が多い年度における販売量の1.35倍を超えないこと。
- なお、複数物件の供給を希望する場合には、それぞれの希望数量の合計が、申請年度を含む過去3年間のうちで最も販売量が多い年度における販売量の1.35倍を超えないこと。

【別紙様式 3】

コンテナ苗の安定需給協定に係る結果報告書

令和 年 月 日

北海道森林管理局長 殿

住 所
(代表者) 商号又は名称
代表者氏名 印

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

注) 共同で生産・販売を希望する者については、代表者が他の申請者にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの報告書として作成すること。

コンテナ苗の安定需給協定書第4条の規定により、【年号】〇年〇月〇日に締結した本協定に基づく企画提案内容についての取組状況を報告します。

本報告書の提出に当たっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあることについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

1 協定数量等

物件 番号	樹 種	育成容器の 容量	苗木 規格	出荷時期		数量 (千本)
				年度	時期	
					小計	
					小計	
				合計		

作成担当者	会社名			
	役職名		氏名	
	電話		FAX	

【年号】〇〇年度販売分

注) 複数年にわたる物件の取組結果は、その年度ごとに適宜追加し、作成すること。

2 企画提案した取組内容の実施状況

項目	取組内容 (企画提案の内容を転記)	実施状況
①コンテナ苗の生産にかかるコストの縮減を図るもの		
②コンテナ苗の出荷方法の効率化を図るもの		
③資材等の有効活用を図るもの		
④コンテナ苗の付加価値の向上を図るもの		
⑤新たな技術の開発や販路拡大を図るもの		
⑥地域の林業等への貢献を図るもの		
⑦その他地域への貢献を図るもの		
⑧上記以外に独自で行っている取組等		

注) 1 「取組内容」に企画提案書の内容を転記して、「取組内容の実施状況」に可能な限り数値を示しつつ、かつ、具体的に取組状況を記載すること。

2 枠の幅を適宜大きくするなどして記載すること。

3 必要に応じ、別途資料を添付すること。

3 本協定に基づくコンテナ苗販売実績表

樹種	販売数量 (本)	販売金額 (円)	販売先
●●●●			
合計			

注) 1 金額は消費税抜き金額を記載すること。

2 販売先ごとに取引した内容がわかる書類を添付すること。

4 その他

--

注) その他特記すべき事項があれば記載すること。